# 児童養護施設等における エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q&A】

## 【補助事業への応募に関すること】

- Q1 補助事業への応募期限は?
- A1 令和5年9月29日までに提出してください。

提出する書類は、補助事業の決定のため必要となりますので、期限内の提出 をお願いします。

なお、提出期限時点で、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、 申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みくだ さい。

## 【補助対象者に関すること】

- Q2 法人本部が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか?
- A 2 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所が県内にあれば補助対象者と なります。
- Q3 法人本部が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか?
- A 3 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所が県内にあれば補助対象者となります。
- Q 4 指導監査において是正改善の指示を繰り返し受けていない施設とはど のような施設か?
- A 4 児童福祉法第 46 条の規定による指導監査において、 同一内容の文書指導及 び口頭指導を2回以上連続して受けていない施設
- Q5 施設と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか?
- A 5 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に 当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

(例:ファミリーホームで、「1階が施設、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。)

## 【補助対象事業に関すること】

Q6 補助対象となる省エネ設備は?

- A 6 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。
  - ① 空調(冷暖房)設備(業務用エアコン等)(既存設備の更新に限る)
  - ② 換気設備 (全熱交換器) (既存設備の更新に限る)
  - ③ LED照明設備(人感センサー付きを含む)(既存設備を新たにLED照明 設備へ交換する場合に限る)
  - ④ 冷蔵・冷凍設備 (業務用冷蔵・冷凍庫等) (既存設備の更新に限る)
  - ⑤ エネルギー管理設備(EMS、凍結防止ヒータ用節電器)(新たに導入する場合に限る)
  - ⑥ 恒温設備(チラー(冷却水循環装置)、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ)(既存設備の更新に限る)
  - ⑦ 熱電併給設備(高効率コージェネレーション)(既存設備の更新に限る)
  - ⑧ 電気制御設備(変圧器、産業用モータ)(既存設備の更新に限る)
  - ⑨ 窓(Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス)(木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む)(既存設備の更新に限る)

ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱別表2を確認してください。

- Q7 省エネ設備の補助額の算出方法は?
- A7 補助率は3/4以内です。

また、補助下限額及び補助上限額は下記のとおりです。

- •下限額50万円
- ・上限額500万円
- Q8 太陽光発電システムの補助額の算出方法は?
- A 8 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。
- (例①) 太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合: 15×4=60万円
- (例②) 太陽光パネルが 5 kW、パワーコンディショナが 9 kW の場合 : 5×4=20 万円
- Q9 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か?
- A 9 可能です。

ただし、補助下限額50万円及び補助上限額500万円は変わりません。 また、申請は同一事業所で1回限りです。

- Q10 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか?
- A 1 0 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するように してください。ただし、交付要綱第7条第2項の認定を受けた後、やむを得な い事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらか じめ交付決定前事業着手届出書を提出してください。

- Q11 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか?
- A 1 1 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。
- Q12 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか?
- A 1 2 設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。 なお、原則として、事業の完了は令和6年3月末日までになるよう計画して ください。
- Q13 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられる のか?
- A 1 3 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。また、長野県が行う省エネ家電切換え緊急支援事業(信 州省エネ家電購入応援キャンペーン)との併用もできません。
- Q14 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか?
- A 1 4 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。
- Q15 新築又は増築する場合に補助対象となるか?
- A 1 5 新築又は増築する事業所や施設に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを 削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することので きない新築・増築については対象となりません。

- Q16 リース契約による設備導入は、補助対象となるか?
- A 1 6 補助対象となりません。

- Q17 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか?
- A 1 7 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー(電気、ガス等)使用量を把握することができる場合(事業活動温暖化対策計画又はエネルギーコスト削減等計画書を提出できる場合)に限り、補助対象となります。この場合、実施計画書へ(エネルギーコスト削減促進事業)補助金設備設置承諾書(様式4の5号)を添付してください。
- Q18 施設に併設する倉庫や車庫(ガレージ、カーポートなど)の屋根上や、敷 地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか?
- A 1 8 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対象となります。
- Q19 同一敷地内に建物が2棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか?
- A 1 9 電気の引き込みが同一である敷地の場合増設とみなすため、補助対象となりません。

## 【事業活動温暖化対策計画書に関すること】

- Q20 事業活動温暖化対策計画書について教えてください。
- A 2 0 事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、事業所から 排出される C O ₂ を「見える化」し、策定した計画に基づき削減を目指す制度で す。制度の概要や提出様式につきましては県の H P をご確認ください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html)

※現在、上記HPの様式では提出できません。

また、ヘルプデスクを設置していますので、不明点がありましたらお問い合わせください。

対応窓口:ヘルプデスク(中外テクノス株式会社)

連絡先:026-262-1793 又は 026-262-1794

メ ー ル: naganoco2@chugai-tec. co. jp

- Q21 何故、令和6年度にも事業活動温暖化対策計画書を提出しなければならないのか?
- A 2 1 事業活動等によって排出される $CO_2$ を一定期間「見える化」することにより、今回の設備更新等に伴いどの程度の $CO_2$ が削減されるかを把握していただき、引き続き計画的に $CO_2$ 排出量の削減に取り組んでいただくためです。なお、長野県地球温暖化対策条例に基づき、令和6年度に計画書をご提出さ

れた事業者は令和6年度から令和8年度までの実施状況について報告書をご提出いただきます。

- Q22 事業活動温暖化対策計画書の作成に当たり、事業活動等で使っているエネルギーが把握できない場合はどうすればいいか。
- A 2 2 基本的には電気代やガス代などの光熱費の請求書や領収書に記載された 使用量を記載していただければ、計画書を作成することができます。ただし、 事業所の光熱費が住居と一緒になっている等、事業で使用した分を切り分けて 算出できない場合は、県ゼロカーボン推進室にご相談ください。
- Q23 事業活動温暖化対策計画書や実施状況等報告書の様式は、どこで入手できますか?
- A 2 3 制度の概要や提出様式につきましては、県のHPをご確認ください。

(https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html)

※現在、上記HPの様式では提出できません。

- Q24 令和5年度の事業活動温暖化対策計画書の提出について
- A 2 4 現在、環境部において、計画書の内容の改定を行っています。

補助金の交付申請にあたっては、当面の間、計画書の提出を誓約する書面を添付していただくようお願いします。改定作業が終了次第、計画書の提出に係るご案内をいたします。

- Q25 従業員数とは?
- A 2 5 従業員数とは「常時使用する従業員」を指します。

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。具体的には参考をご参照ください。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しません。

なお、従業員数は申請者である事業者単位で判断し、事業所単位では判断しませんのでご注意ください。

#### 【参考】労働基準法(昭和22年法律第49号)

#### (解雇の予告)

- 第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
- 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。
- 3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。
- 第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。
  - 一 日日雇い入れられる者
  - 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
  - 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
  - 四 試の使用期間中の者
- Q26 従業員数21人未満の場合に提出する「エネルギーコスト削減等計画書 (様式第5号)」の作成は事業者単位で行うのか事業所単位で行うのか
- A 2 6 補助事業がどの程度エネルギーコストの削減に寄与したかどうかを把握できるよう、当該補助金を活用しようとする事業所単位で作成してください。

## 【事務手続に関すること】

- Q27 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか?
- A 2 7 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。
- Q28 設備の更新等に際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める 手続により難い場合はどうすればいいか。
- A 2 8 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数(2者以上)の事業者 から見積書を徴取してください。
- Q29 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか?途中で故障した場合は廃棄できないのか?

A 2 9 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間(耐用年数期間)を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。